

# 保育所保育指針の「養護」概念の考察（1）

— 昭和 40（1965）年「保育所保育指針」に焦点を当てて —

石川 昭義

仁愛大学人間生活学部

## A Consideration on the Concept of Term “Care” Used in the Guidelines for Nursery Care and Education at Day Nurseries (1) :

Focusing on “Guidelines for Nursery Care and Education at Day Nurseries (1965)”

Akiyoshi ISHIKAWA

Faculty of Human Life, Jin-ai University

本稿は昭和 40（1965）年の最初の「保育所保育指針」（昭和「40 年」指針）に使われた「養護」の概念について、その前後の文献から考察を試みたものである。児童権利宣言や児童憲章の影響もあって、「家庭保育」または「母親の役割」に対する規範的な考え方が強くある中で、昭和 40 年「指針」では、「保育に欠ける」がゆえの保育所での保育について、それと同様の役割（「母親の保育に劣らぬ十分な保育」）が求められ、そうした「家庭で果されるべき処遇の代行」の意味で「養護」概念が示された。

昭和 40 年「指針」に用いられた「養護と教育とが一体となって」の意味は、保育所には養護の機能と教育の機能の両方があるという意味に近い。保育所では「教育」の言葉を使うことを遠慮するような当時の風潮に対して、保育所には教育の役割があることを公然と示すという意味で「一体」という言葉が用いられたと考えられる。

一方、「養護」概念のキーワードは、「くつろいだふんい気」（昭和 40 年「指針」）に代表される「安定感」であり、それは「指針」の作成に関わった委員のなかで共通の認識であったと考えられる。当時、保育所において「保護」の言葉がよく使われていた中で、「指針」において「養護」の言葉が使われたのは新鮮であったと考えられるが、その概念の受け止め方は、厚生省と保育現場との間で温度差があったのではないかと推察されると結論付けた。

キーワード：昭和 40（1965）年、保育所保育指針、養護、保育の家庭化

### はじめに

わが国最初の「保育所保育指針」（以下、「指針」という。）は昭和 40（1965）年に通知された。そこには「養護と教育の一体」という表現が使われた。この表現は、保育所保育の特性を表す言葉として、以後 4 回にわたる改定（改訂）においても変わることなく使われてきている。

ここでの「養護」とはどのような意味なのか。これを的確に説明することが、保育所の役割や保育者の責

務の説明には欠かせないところであるが、実際は、筆者の授業（たとえば「保育原理」）において苦慮している。「養護」の概念は、その意味がずっと変わらずに継承されてきたものなのだろうか、あるいは時代背景とともに改定のたびに意味を変えてきたのだろうか。「指針」の改定の経緯とその時代背景を追いながら、「養護」概念について考察することは、わが国の保育に対する基本的な考え方を確認したり検証したりする上で意義のあることと考える。

## 1. 研究の目的と方法

本稿では、「指針」において、「養護」概念は、どのような意味を込めて用いられていたかについて、「指針」が出される当時の社会状況、指針に関わった委員の著書、「指針」の解説書、保育関係者の論稿等の文献を通して考察することとする。

筆者は、かつて日本保育学会で「保育所保育指針における「養護」概念をめぐる考察」と題するポスター発表を行った<sup>(1)</sup>。このときは、平成2(1990)年改定の「指針」における「養護」概念の考察を試みたが、昭和40(1965)年の最初の「指針」(以下、「昭和40年「指針」」)と表記する。)にはほとんど言及していなかった。

そこで、本稿では、まず昭和40年「指針」刊行に焦点を当てて考察していくことにする。刊行に至るまでの経緯を概観しつつ、「養護」概念の捉え方、昭和40年「指針」の中での捉え方、「指針」刊行後の受け止められ方を通して、「養護」概念について考察する。

## 2. 先行研究のまとめ

戦後の保育所の歴史と併せて「養護」概念を研究したものと、田中まさ子「保育における養護と教育：戦後の保育所形成期に注目して」がある<sup>(2)</sup>。田中は、「戦後の保育所は、児童福祉法成立によって保護と育成との一体的な実践を目指し始めた。保育要領や種々の解説書によってこの理念は推進された。保護と育成の語は、現在の養護と教育という語に置き換えることもできるが、悲惨な戦争直後であったことも影響してか、保護の語には安全や給食を重視する傾向が認められた。他方、養護の語そのものは、児童福祉法が規定した施設の定義に関して使用され、学校教育の一部分として戦前から使われていたものとは違う語概念が生じた。この時期の保育所においても、養護よりも保護の語が多く見られた時期であったことが分かった。」<sup>(3)</sup>と述べている。田中は、1930年代、1940年代における「養護」概念についても歴史的な検討を行っている<sup>(4)</sup>。

また、米川尚行らの「『養護』概念の整理—保母の職務内容に関する研究(1)」<sup>(5)</sup>も「養護」概念をレビューした研究である。米川らは、「養護」概念があいまいな概念であり、あいまいなままで用いることは厳

につしむべきとしたうえで、「養護に関わる一般的規定では、それが実に多岐にわたっていること、しかし、いずれも対象が何らかの必要性をもつがために、それを『保護し援助する』営みであることとまとめることができた。また、保育所との関わりにおいては、それは『教育』との一体化で捉えられるべきこと」<sup>(6)</sup>と論点の整理が行われている。

松浦崇は、保育学における「養護」概念の研究をレビューしつつ、児童福祉法及び保育所保育指針における、それぞれの「養護」の位置づけや定義の変遷を考察し、さらに子ども・子育て支援新制度における「養護」概念についても考察している<sup>(7)</sup>。ここでは、「戦後になると、「養護」は、養護施設という形で、「養育保護」を意味する概念として児童福祉法上に用いられた。その後、幼稚園と保育所の関係が社会的に問われる中、保育所保育の特性・独自性を表す概念として「養護」が用いられ、1965年の「保育所保育指針」において「養護と教育の一体性」が謳われて以降、今日まで受け継がれている。」<sup>(8)</sup>とまとめられている。

最近の研究では、杉山和の「保育所保育指針における養護と教育の一体性の概念：歴史的変遷に着目して」<sup>(9)</sup>がある。これは、「指針」の改定(改訂)ごとに、「養護と教育の一体」の意味がどのように変化しているかを考察した研究であり、杉山は、「保育指針における養護と教育の一体性の概念は、1999年改訂版において、「家庭養育の補完」から社会全体で子育てを支援するという概念へと転換したと考えられた。」<sup>(10)</sup>と結論づけている。

いずれも「養護」概念に係る研究であり、歴史的な経緯を踏まえた内容であるが、「養護」という言葉(用語)が昭和40年「指針」に使われた理由は明らかにされておらず、依然として「養護」概念は判然としないのが現状である。

その理由の一つとして考えられるのが、後に言及する、中央児童福祉審議会保育制度特別部会第二委員会の審議記録の所在がわからないことである<sup>(11)</sup>。もう一つの理由は、「指針」の作成に関わった委員の「養護」の捉え方が必ずしも一致していたとは思えないことが、委員の著書等から推察されるからである。

この委員会での審議内容が、「指針」に結実するわ

けであるが、当時一般的に用いられていた「保護」を使わず、「養護」を用いた委員会の意図の詳細は不明のままである。そこで、筆者は、昭和40年「指針」で使われた「養護」の概念について、当時の社会の風潮に照らして考察しようと試みた。併せて、当時の保育団体の受け止め方からも考察しようと試みた。「養護」概念にこうした多面的な考察を加えることで委員会の意図に迫りたいと考える。

### 3. 昭和40年「指針」までの議論の整理

#### 3-1. 「保育問題をこう考える—中間報告—」<sup>(12)</sup> 昭和38(1963)年7月 中央児童福祉審議会保育制度特別部会

##### (1) 保育の前提としての家庭保育

この中間報告は、「保育への欲求増大に対して、保育行政の立場から、どう対処すべきであろうか。この解答を出すには、第一に、保育はいかにあるべきか、という保育の原則を確立しなければならない」とした考えに立脚するものであり、保育の理想像を追究しつつ現実的な保育行政の課題と論点をまとめた内容であるといえるだろう。

中間報告で打ち出された7つの原則のうち、保育の大前提とされているのが「家庭保育」及び「母親」ということである。これが後に、「中間報告の真意が徹底されなかった」として、後述する第2次中間報告で「補説」を付けることになる。「家庭保育」及び「母親」を打ち出した原則は、次の第1、第2、第3の原則である。

##### 〔第1原則—両親による愛情に満ちた家庭保育〕

愛情関係を実現する場として、家庭はきわめて重要な役割であるとし、「こどもの精神的、身体的発達にとっては、両親による愛情に満ちた家庭保育が、もっとも必要なもの」としている。

##### 〔第2原則—母親の保育責任と父親の協力義務〕

「健全で、愛情の深い母親が、こどもの第1の保育適格者であり、また保育適格者になるように努力することを期待されている」、「父親その他の家族は、母親が妊娠出産など重要な役割をになっていることを考慮し、その保育責任を十分果たせるように協力し、保育適格者になろうと努力する母親を援助する義務がある

のは当然であるが、母親により大きい責任がある、と考えるなければならない」としている。

〔第3原則—保育方法の選択の自由と、こどもの、母親に保育される権利〕

母親がみずから保育できる自由、貧しい母子家庭などの母親が、誰かに委託する自由、必ずしも母親の労働を必要としないと思われる家庭の母親が他のものに委託する自由など、保育方法には選択の自由があるとしつつ、「一方において、こどもが母親に保育してもらった権利をもっていることも、忘れてはならないであろう」としている。

こうした原則の冒頭に位置づけている背景には、中間報告もその根拠としているように、児童憲章(1951年)と児童権利宣言(1959年)がある。中間報告は、児童憲章の第2項「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」を引用し、「家庭で、正しい愛情をもつ母親によって保育されることは児童の権利である、と考えなければなるまい」と述べている。また、児童権利宣言の第6条「幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。」を引用し、「原則として、母親はみずからの幼児を保育する義務と責任をもち、これを果たすことを期待されている、といわなければならないであろう。行政的にできることは、学校教育や社会教育において、近未来の母親たちや、若い母親たちに、母親の責任を強調すること、あるいは、少なくとも乳幼児期においては、ほかの労働よりも、こどもの保育のほうを選びやすいように、施策の面において配慮すること」と述べているのである。

##### (2) 親密で暖かい養護

中間報告で「養護」の言葉が出てくるのは「第6原則—年齢に応じた処遇」のところである。

「年齢が低く<sup>ママ</sup>ければ低いほど、家庭保育の重要性は高く、家庭的な処遇が期待されなければならない。それゆえ、2~3歳以下の乳幼児期においては、まず家庭において保育されることが原則でなければならないし、それが不可能な場合においても、親密で暖かい養護が与えられるよう、処遇を手厚くする必要がある。」

このことは、「第5原則—家庭以外の保育の家庭化」

において、「家庭において保育できない事情があり、家庭外で保育する場合でも、こどもの心身の正常な発達のため、できるかぎり家庭保育に近い処遇をするよう、とくに配慮する必要がある」と述べているところと符合し、「養護」の概念は、「保育の家庭化」及び「処遇」と不可分の言葉づかいであることが推察されるのである。

### 3-2. 「いま保育所に必要なもの」<sup>(13)</sup> 中央児童福祉審議会保育制度特別部会 第2次中間報告(昭和39(1964)年10月)

「保育問題をこう考える—中間報告—」の翌年にまとめられた「いま保育所に必要なもの」では、「2. 保育内容について」の書き出しで、「保育所によって勤労母性の援護を行なうとともに、その保育の対象であるこどもを、順調に、健全に、そして調和的に発達させるようにつとめることによって、明日の民主的社会人としてのこどもの人間形成を行なうところに、その基本的使命をもっている」と述べている。そして、「(1) 保育所保育要領(仮称)を作成し、保育内容の充実を図るべきである」の表題のもとで、次のように指摘している。

「この保育所保育要領(仮称)のなかには、保育所における保育の基本的性格を明らかにし、望ましいこどもの活動、指導計画作製上の注意および実践指導上の留意点がもりこまれることが必要である。とくに保育所の特質として、長時間にわたり集団で生活するこどもにとって必要な配慮がなされなければならない。それと同時に、本来家庭で果されるべき処遇の代行が含まれなければならない。しかも、家庭で果されるべき処遇そのものがきわめて不十分であるところに、さらに考えらるべき問題がある。保育に欠けるといふ生活条件を補なう配慮を一面に行ないつつ、保育の場の家庭化ということが考えられなければならない。」

この保育所保育要領(仮称)が最終的に「保育所保育指針」となって発出されることになるが、「本来家庭で果されるべき処遇の代行」の視点は強く意識されていたと考えられる。

注目したいのは、「いま保育所に必要なもの」には末尾に補説が付けられていることである。「保育問題

をこう考える—中間報告—」に対して、各方面から様々な批判や意見が寄せられたことに対する特別部会側の説明といえるだろう。

補説では、保育の7原則の基調をなしているのは、児童憲章の第2項「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」であり、「現時点から近い将来にかけての、保育のあるべき原則をうたったものである。いま働いている母親や、これから働くかもしれぬ母親たちに一律に、無条件に、家庭に帰るべきであるとか、家庭にとどまるべきである、などという考えはない」と釈明している。

また、母親個人に保育の全責任を負わせるように受け止められたことに対しても、「母親の愛情が絶対唯一のものである、などとはっていない」と釈明したうえで、真意は、「母親がこどもの保育の中核的存在となれるように、父親、家族、国、地方公共団体などは、母親を援助する責任がある」ことにあるとしている。

このように、一方で、子どもは母親に保育してもらい権利をもっているとし、一方で、母親が子どもを保育することは母親の権利でもあるとする。したがって、母親がその権利を正当に行えるように各種の援助を与えることが母親の自由を尊重することになるのであって、子どもが母親に保育される権利と、母親が保育方法を選択する自由があるというのは矛盾しないのだというのが、特別部会の論理であった。

したがって、補説は「働らく母親とその乳幼児のためには、保育所その他の方法によって母親の保育に劣らぬ十分な保育が行なわれるように施設の整備、職員の充実などがはからねばならない。これは保育の社会的重要性から考えて、当然のことというべきである」と結ばれているのである。

特別部会の説明が、国民からの意見に十分応えるものであったのかどうかはわからないが、家庭における保育が重要だということ、母親の中核的存在、すなわち愛情が大切だという立場に変更を加えるものではなかった。「母親の保育に劣らぬ十分な保育」という表現に保育所の役割が集約されていたと言っていだろう。

### 3-3. 論点の整理

ここで、昭和40年「指針」以前の論点を整理しておきたい。

厚生省児童局は、保育所の運営等に関する参考資料として『保育指針』（日本児童協会、昭和27年）や『保育所の理論と実際』（全国社会福祉協議会、昭和29年）を刊行しているが、保育所における保育の意義について言及されたものとしては、厚生省が発行した『保育所のしおり』<sup>(14)</sup>（昭和29年7月発行）と『保育所の運営』<sup>(15)</sup>（昭和29年7月発行）がある。

『保育所のしおり』の冒頭では「これまで「保育」とは、「保護」と「教育」とを一体として行うことを意味するのであると、説かれることが多かった」<sup>(16)</sup>から始まるものの、しおり全体ではことさらにそのことが取り上げられているわけではなく、「養護」「愛護」といった言葉も使われていない。

むしろ、児童福祉法第2条（国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。）を踏まえて、子どもの福祉を守る「責任」の所在ということに重点が置かれている。つまり、「家庭を尊重し保護者の責任を重視すべき」、「国及び地方公共団体の責任は保護者とともに負うものである」という説明である。したがって、「「保育」ということについても、家庭の保育を尊重するのであって、家庭とともに国及び地方公共団体が保育の責任を負うということは、家庭の保育をさしおいて、別に公共機関が保育するという思想ではなく、家庭の保育を重視し、これを第一とするのであるが、家庭において保育に欠ける事情があるときは、家庭に対して、国及び地方公共団体が保育に協力することである」<sup>(17)</sup>となる。つまり、「児童福祉法にいう保育とは、家庭において保育に欠けたところを、保育所における保育によって補い、そこにはじめて家庭における保育を完了させることが目的である」<sup>(18)</sup>と述べて、家庭保育の完成に保育所の役割があることに重点をおいた説明になっている。

同じ時期に出された『保育所の運営』においても、児童福祉法について、「第二条は児童育成の責任者たる保護者と共に、国及び地方公共団体が責任を分つ事を明記しているのであって、ここにおいて、日本国民は、

児童の育成については個々の国民として、保護者として、或は国又は地方公共団体の責任者として、いずれかの立場において責任を果すようにされているのであるが、保育所については法二十四条が具体的に市町村長のとるべき措置を記している」<sup>(19)</sup>と説明している。

『保育所の運営』では、こうした理念を前提に、「保育所は社会事業の分野に立つもの」とし、子どもの措置の主たるねらいは、親の勤労を可能にして、家庭生活の安定を図ることだと明言している。そこで、「保育所の子供は日々家庭から送られて来るものであるから、日々その家庭の有り方を反映してその感情生活に不安を来したり、その社会性が損われて素直な態度を失ったりする事になる」<sup>(20)</sup>、また「保育所は個々の子供達の心身の発達に不断の注意を怠る事が出来ない。このような意味から保育所の保母は、細い注意が行き届くように出来る丈優秀な人々で又人員も充分整える必要がある。」<sup>(21)</sup>としていた。

同じような記述は、昭和28年に刊行された『保育所運営要領〔改訂版〕』にも見られ、ここでは、保育所の任務の一つ、「保護者に代って児童の文化的、衛生的習慣を養うこと」の中で、「一日の大半を保育所で過ごし、夕方帰って夕食を済ますと、間もなく疲れて眠りの世界に入ってしまう。母親と親しく語り合う時間は、真に短かいわけです。そういう日々を過している中に、子供たちは毎日成長して行きます。それで保育所においては母親に代って生活訓練をすることの意義が、非常に重大であるわけです。保育所に来ている子供たちの「三つ子の魂」は、実に保母の腕の中に托されているとも云えましょう」<sup>(22)</sup>と説明されている。「養護」の言葉は見出せないのであるが、母親に代わる保母の働きかけにおいて子どもの情緒の安定の必要性を示していたことはうかがえる。

このように、中央児童福祉審議会保育制度特別部会が議論を始める前段階では、保育所の機能を「養護」概念を軸にとりまとめようとしていたとは考えにくい。むしろ、議論の流れとして、特別部会は、家庭保育を安定させるという考え方を踏襲したのではないかと推察されるのである。

すなわち、後の「養護」概念につながっていくであろう伏線は、この時点で2つあったと推察される。

1つは、「家庭の保育」を重視することを前提としていたこと。そのうえで「保育に欠ける」状態に対して、家庭（保護者）の代行、すなわち「家庭保育の完了」に向けてきちんと対応することが大切だということ。その場合、代行を全面的に受け入れるというより、児童育成には、保護者と共に国及び地方公共団体が「責任を分つ」という立場であったこと。

2つには、保育は、ただ単に保護者から子どもを一定時間預かり、無事にまた保護者に返すということの繰り返しではなく、『保育のしおり』で「保育所は、家庭に代わって、子どもの生活訓練を行い、自律、衛生、秩序等の基本的な習慣を養わなければならない」と説明しているように、遊びを通して行われる生活訓練がこの時期の子どもの円満な性格の形成につながるということ。すなわち、それは子どもに対応する人的環境（保母）の重要性を示すものであったということである。

このように見てくると、当時「保護」という言葉が一般的に使われていた時代状況において、特別部会が「保育問題をこう考える—中間報告—」で「養護」概念を用いたことは極めて新しいことだったと思われる。ただ、特別部会の論調は、子どもが小さいうちは母親を保育に携わらせる（家庭に居させる）考え方、すなわち、家庭・母親第一主義とも言うべき考え方が底流にあったと考えられる。「養護」概念は、「家庭に代わって」「母親に代わって」と比重を同じにするような概念であったと考えられるのである。

#### 4. 「幼稚園教育要領」（昭和39年4月1日施行）<sup>(23)</sup>

昭和31年に幼稚園教育要領が出された後の最初の改訂となり、文部省告示となった。

基本方針の(6)で、「幼児に必要な養護や世話を行なうとともに、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること。」と記載されたが、「養護」に言及した項目は、最初の幼稚園教育要領にはなかったものである。この点については次のような解説がなされている<sup>(24)</sup>。

幼児を教育する際に、特に考えなければならない点を、ここにあげてあるのです。というの

は、元来、教育というものは、幼児の場合もまた、自分で自分のことを考えて行なうような自立の態度を養うことが根本のねらいであるはずで、そして、そのために、常ひごろ、できるだけ自主的な自発的な活動を行なうようにしなければならないのです。とはいえ、それと同時に、幼少のこどもたちのことゆえ、成人たちからの養護や世話がぜひ必要なのです。両者はむじゅんしているようですが、どちらもたいせつなことなのでして、その適切なバランスを常に心がけて、教育が行なわれなければならないのです。成人がじゅうぶんに養護や世話をしやりながら、幼児が自主的な活動をし、自立の態度を養うようにしもしなければならないのです。

幼稚園教育要領で、「養護」が本文で使われたのは、これが最初で最後である。ただ文脈上の主眼は「自主的、自発的な活動を促すこと」に置かれており、「養護」が必要な理由は「幼少のこどもたち」だからである。それでも、「どちらもたいせつなこと」として、教育と養護を同列に位置づけたことは、「保育要領」（昭和23年）の文章を彷彿させるものであり、その意義は大きかったといえるだろう。

しかし、この後の幼稚園教育要領では「養護」の言葉は一切使われていない。松浦崇は、「この時期、「養護」が使われていたことは注目される」<sup>(25)</sup>としている。そして、翌年出される昭和40年「指針」との関連について、「1963年通知によって、幼稚園教育との関連で保育所の独自性を打ち出すことが求められる中、前年の「幼稚園教育要領」で「世話」と共に用いられた「養護」を、生活時間が長いという保育所の特色に合わせて強調したものと考えられる。」<sup>(26)</sup>と述べている。幼稚園教育要領に「養護」が用いられた詳細な理由の解明及びここで「養護」が使われたことが翌年の昭和40年「指針」に影響したのかどうかの解明は、今後の課題である。

#### 5. 昭和40年「指針」<sup>(27)</sup>

##### 5-1. 「指針」第1章総則

中央児童福祉審議会保育制度特別部会第二研究委

員会が議論を重ねてまとめたものが「保育所保育指針」である。これは、昭和40年8月6日に児童家庭局長通知によって示された。その第1章総則の前文及び保育の目標から一部を以下に抜粋する。

### 第1章 総則

保育所は保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

保育所においては、乳幼児が昼間の大半をここで生活し、個々の子どもの欲求を満たしながら集団の生活を経験する。このため、保育は、常に乳幼児が安定感をもってじゅうぶん活動できるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するように努めなければならない。したがって、養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある。(以下、略)

#### 1. 保育の原理

##### (1) 保育の目標

(中略)

- 1) くつろいだふんいきのなかで、情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図ること。
- 2) じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境のなかで、健康、安全など日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養うこと。(以下、略)

昭和40年の最初の「指針」では、「養護」の主たる意味は、乳幼児が昼間の大半を保育所で生活するがゆえの子どもの安定感、すなわち情緒を安定させることであった。保育所の目標には「くつろいだふんいきのなかで、情緒を安定させ」、「じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境」という、今日の「指針」と同じ表現が用いられていた。

しかし、第6章(3歳児の保育内容)では、「身の

まわりのことはかなりの程度は自分ひとりできるようになり、おとなの仕事を手伝うことがあるので、保育が子どもを養護する仕事は著しく少なくなる。」のように、「養護する」と動詞で書かれている。そして、子どもの生活習慣の自立に合わせて、保育者による世話(する頻度)が小さくなるかのように書かれている。ここには、第1章(総則)で記載された「情緒の安定」とは異なる意味合いも含まれていた。

### 5-2. 山下俊郎の解説

#### (1) 保育における2つの基本的な線

第二研究会の委員長であった山下俊郎は、解説書の中で「指針」の第1章総則の解説をしている<sup>(28)</sup>。山下は、「指針」において、保育所の保育が入所する乳幼児のしあわせを積極的に増進するのにもっともふさわしいものでなければならないとしている点を取り上げ、乳幼児のしあわせを積極的に増進するには2つの基本的な線が確立されていなければならないと述べている。

「この基本的な線の第1は、生活に関することである。すなわち、保育所の乳幼児は、その両親のひざもとを離れて、昼間の大半の時間をここで生活するのであるから、何よりも安定したしかも充実した生活ができるように暖かいそしてよく行きとどいた心づかいをしてやりたいのである。このようによい生活を集団の中で与えるようにしてやりたいところに第1の基本的な線がおかれているわけである。

基本的な線の第2は、一口に言えばよい発達を子どもたちの上にもたらすようにありたいということである。乳幼児の生活する所には必ず発達がある。子どもたちはけっして同じところに停滞していないのである。その発達の歩みを、健全で調和のとれた、豊かな人間性を身につけていくところの足どりとしてやりたいのである。

保育とは、このような2つの基本線にそってなされる人間育成の営みである。したがって、そこにはいわゆる養護と教育とが一体となって働きかけるところに基本的性格が認められるのである。<sup>(29)</sup>

この2つの基本線の1つ目が「養護」の働きであることは明らかであり、西村重稀もそのことに言及し

ている<sup>(30)</sup>。このことは、保育の目標に係る解説にも表れている。

「1) 心身の調和的発達をはかるために何よりもまず第1に前提とされなければならない条件は安定感である。すべての子どもは、その生活をしている環境にあって、安定した情緒をもって生活するときに、初めて健康な精神生活ができる。(中略) 保育がそのみをあげえるための第1の目標は、安定感を与えるようなふんい気をもった保育によって、心身の調和的な発達を図るところにおかれなければならない。

2) 健康な生活をし、安全な生活をするということは、子どものしあわせな生活の基本である。そして、これらの生活は、低年齢の乳幼児のうちには保育者のいきとどいた養護の中で確保される。」<sup>(31)</sup>

「安定感を与えるようなふんい気をもった保育」を作り出すのは保育者(当時の保母)の存在であろう。山下は、その保育者に「暖かいそしてよく行きとどいた心づかい」を求めたのであり、それを「養護」と表現した。「養護」には、親元を長時間離れるがゆえの情緒の安定への心づかいをまずもって優先したといえるのである。

#### (2) 安定感というキーワード

山下の『保育学概説』(昭和39年)には、「保育」に対する基本的な考え方が次のように表明されている。

「小さくて、幼なくて、ひよわなのであるから、この子ども達を保護してやり、いたわってやり、面倒を見てやり、世話しながら教育の営みをして行かなければならない。つまり、幼児の教育においては、保護と教育とが一体となって、幼弱な子どもをあたたくつつんでやる必要があるのである。そこでこの保護と教育という意味合いから、幼児教育のことを保育と呼びならわす習慣ができたものと考えられるのである。」<sup>(32)</sup> このように、山下は、「保育」は幼児教育の意味だとして、そこでは「保護と教育が一体」であると説明したのである。

もう一方で、山下は、家庭保育について、「家庭は子どもの安定感のよりどころとなる生活の場でなければならない。安定感のない環境のなかに生活することは、すべての人格形成の障害の出発点であるからである」<sup>(33)</sup>と述べて、この「安定感」という言葉を重視

していたと考えられる。

「子どもはひとしく教育される権利を持っているのである。この教育は幼稚園であっても保育所であっても、ひとしくわが国の幼児を対象とする限り、差別があるべきではない」<sup>(34)</sup>と保育施設の一元化論の立場であった山下にとっては、どこで育つ子どもであっても、「幼弱な子ども」であるかぎり、安定感のある環境の中での保護と教育が必要だったのである。そして、「保育者は、自分の身のまわりにいる幼児を幸せにし、この子達をよりよく成長させるために、幼児への心からの深い愛情に支えられて保育している」<sup>(35)</sup>人であった。「指針」の解説に見られた、山下の「養護」の言葉には、そのような意味合いが込められていたのではないと思われるのである。

### 5-3. 岡田正章の解説

#### (1) 「養護」の概念

「指針」の研究委員でもあり、厚生省児童家庭局保育指導専門官としてこの「指針」をまとめる役となったのが岡田正章である。岡田は「指針」第1章総則を書いている。

岡田は、『保育学大事典』の中で当時の様子を次のように記述している。

「昭和39年ごろまでの厚生省は、保育所と幼稚園とが混同されることを警戒しようとし、ともすれば、保育所は教育を目的とするところではないと強調した。」<sup>(36)</sup>

「保育所では、教育、幼児教育という言葉は禁句で、保育は、「保護育成」の略語であると説明し、「保護教育」の略語であるとはいわなかった。」<sup>(37)</sup>

そして、「養護」について次のように解説している。

「保育所は幼稚園と異なり、1日の保育時間が長く、したがって、保育所では、子どもたちが在所時間中に、幼稚園同様の幼児教育を受けることができるとともに、家庭におけると同様くつろいだ気持ちで生活できるように配慮されなければならない。保育所では、このような配慮を「養護」という言葉で表現している。

保育所での養護の機能では、まず第1に、休息、食事、清潔などについて、家庭に代わって子どもの世話をを行う。年間を通じて、また、全年齢にわたって午睡が日



課となっている。これは、集団で生活することにより、身体的にばかりでなく、心理的にも疲労しやすいことを考慮し、この疲労を回復することが目指される。また、昼食だけでなく、幼児に対し午後3時ごろ間食を与えることが日課となっているが、これはこの年齢段階の子どもたちの必要とする生理的な基本的欲求に応えようとする養護機能である。さらに、汗をかいたり、からだが汚れたりした場合、幼児を入浴させたりしなければならないが、これは清潔を求める基本的な欲求に応える養護の機能である。

養護の機能は単に生理的な基本的欲求に応えるものだけではなく、人格的・精神的な基本的欲求に応えるものにもなっていないわけではない。たとえば、もし幼児が家庭での不規則な生活のため、保育所に登園後疲れが出て、積極的に活動に取り組む気力が認められない場合などには、その幼児に活動を無理強いするべきではなく、また、一人だけ保健室に入れて休養させるだけでも十分ではない。保育者が、やさしく言葉をかけ、必要に応じてその幼児のそばにいてやり、情緒が安定するように対応することが望まれる<sup>(38)</sup>。

ここでは、「家庭＝くつろぎ」という図式をもとに、「家庭に代わる」機能が「養護」であると説明したものであると同時に、子どもに関わる保母の人柄も求められている。そう考えると、昭和40年「指針」において、「保育の方法」の書き出しにある、「保育にあっては、保母の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、保母の正しい愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられなければならない。」は、人格的・精神的な欲求に応えるという意味から、非常に重要な一文であったといえるのではないだろうか。

さらに岡田は、「指針」の解説で、「養護」について次のように説明している。

「いうところの養護は、乳幼児の生命の保持に直接関係のあることがらについて、おとなの立場からまもり、満たしてやる機能ということができよう。このなかには、従来強調されてきた、身体上の養護はもちろんであるが、さらに、精神上の養護も含まれる」<sup>(39)</sup>。ここでは、「身体上の養護は、食物、はいせつ、睡眠休息、清潔、衣服などについて子どもの能力（判断力・技術など）によって、適切に行なうことのできない場

合、子どもに代わって保母が行なってあげる活動である」と説明している。

また、「精神上の養護は、何よりも、子どもが常に安定感をもって、じゅうぶん活動できるよう、その集団欲求をみたしてやる活動である。このためには、子どもの発達段階に即して、保母によるおとなからの個人的なふれあいと、子ども相互のふれあいを適切に組み合わせよう努めねばならない。さきに列挙した身体上の養護活動は、こうした保母と子どもの心のふれあいを経験させる、具体的なルートでもある」<sup>(40)</sup>と述べ、精神上の養護活動については、「指針」の全編いたるところにその意を示しているとして、第1章総則の「3. 指導の基本方針」から多くを引用しつつ、身体上の養護よりもやや詳しい説明をしている。

このように見てくると、岡田は、「人格的・精神的な欲求に応える」という意味からも、「精神上の養護」の部分を意識していたのではないかと推察される。とりわけ、年齢の小さい子どもや家庭に問題がある場合の子どもに対する個別のであたためた配慮を保育現場に強く求めようとしていたのではないかと思われるのである。

## (2) 「教育」の強調としての「養護と教育の一体」

昭和40年「指針」の発表には、保育所における「教育」の機能を明確にするという、もう一つの重要なメッセージがあった。岡田は次のように述べている。

「保育所保育指針は、保育所の機能の一つとして「教育」ということばを用いることによって、保育所の教育性を内外に宣明にしました。これこそ、保育所史上における画期的なできごとともいえます。」<sup>(41)</sup>

「長い間、保育所行政では保育所での子どもの指導を表現するに当り、教育ということばはタブーでした。しかし、厚生省児童家庭局が全国に通達した公文書の性格をもつ保育所保育指針に、教育ということばが用いられた。」<sup>(42)</sup>

同じような内容は、植山つる、浦辺史とのてい談でも見られ、次のように語っている。

「そこでのぼくの役割は、保育所は幼稚園とはまったく違うのだという感覚から、子どもを長時間守るといふ機能では独特だけれども、その中で子どもを発達に即した教育をするんだという考え方では幼稚園と

変らないという考えを定着化させることにありました。」<sup>(43)</sup>

植山つるは、養護と教育とが一体となって働きかけることが保育所の基本的性格であるとしたことに対して、「清水の舞台から飛び降りたような気持で、こうあるべきだと思った」<sup>(44)</sup>と語っているのである。

それくらい、岡田にとって、保育所における教育の機能を認めさせることは、相当大きな課題であったと推察される。岡田は、「指針」において、保育所での機能を「養護と教育が一体となって」とされ、以後この言葉が公然と用いられるようになったことについて、「このことは、単に子どもをけがさせないようあずかっておだけという、古い保母像を変革させることにも寄与した」と述べている<sup>(45)</sup>。「養護と教育の一体」という表記は、保育所の機能として「養護の機能」と「教育の機能」を併せ持っているという意味として使われたのである。「養護」の機能は保育所が元々持っていた機能（古い保母像）だということであれば、「教育」の機能を明確にしたことで、「養護」の意味合いは相対的に薄まってしまったともいえる。

#### 5-4. 平井信義の解説

平井信義他『保育所保育指針の展開と指導計画』（フレーベル館、昭和41年）は、昭和40年「指針」の翌年に刊行され、その第一部は「保育所保育指針をよりよく理解するために」と題して、92の項目について質疑応答の形式で「指針」の作成に関わった4人の研究委員が説明する形をとっている。

本書で、「『養護と教育が一体になって』とは具体的にどういうことですか」の説明文を書いた平井信義は、「養護には常に教育の面が含まれており、教育の基礎となる部分が含まれております」と説明している<sup>(46)</sup>。

平井は、おむつを替えるという営みを例にあげているが、この営みは養護の面のみのように思えるが、身体の清潔感を養う上で必要であり、教育を含んでいると説明している。また、衛生上の養護は、健康教育の出発点であり、健康的な生活を営むための基礎的教育であると説明している。

一方、本書で、岡田正章は、「保育所における保育の基本的性格をわかりやすく示して下さい」の説明文

において、「児童福祉法が示している児童福祉の理念を根幹としたものでなければなりません。それは、生活を保障し、愛護し、心身ともに健やかに育成することに寄与するものです。このためには、まず第一に、生活上の必要が満たされるものであることが必要です。…これらの生活上の必要を保母によって満たされることを通じて、保母に対して情緒的に結びつき、安定感を身につけることが望まれます。これを養護的な機能としての保育ということができましよう」<sup>(47)</sup>と説明している。

このように、両者には、養護の機能を保育所の役割という視点から捉えるか（岡田）、具体的な保母の行為レベルの視点から捉えるか（平井）の違いがあったと思われ、「養護」について必ずしも統一的な見解が共有されていたといえない。

しかしながら、子どもと保母との情緒的な結びつきによる安定感を重視し、それを「養護」の機能と捉えていたことは共有できていたのであろう。平井は、「くつろいだふんい気」の説明文で、「保育指針作製のための委員会では、「くつろいだふんい気」ということばに決定する前には、家庭的—ということばが使われていました」と述べ、「特に保母と子どもの関係が親子間に見られるような関係、すなわち保育者とともにいて子どもが安定した感情をもち、気楽な状態を実現できるように配慮することを期待したものです」<sup>(48)</sup>と述べている。平井の考え方は、養護の技術だけあればよいのではなく、そこには愛情の裏付けが必要であり、保育所の中で家族の団欒のようなくつろぎが子どもの情緒の安定にとって必要だということにあったのである。

このように見えてくると、保育所の「養護」は、家庭に代わるもの、もしくは保護者、特に母親に代わる機能として改めて位置づけられ、保母との情緒的な結びつきが強調されたといえるだろう。そこに保育者（保母）の「愛情」や「愛護」が求められることとなったのはいわば自然の流れだったといえる。

#### 6. 全社協保母会試案との対比

全社協保母会は、昭和38年12月に保育要領作成委員会を発足させ、自らの手で保育要領の作成に取り

組んだ。昭和39年8月の第一次試案に続き、同年11月に第二次試案が作成され、これは『保育所保育要領試案—昭和40年度版—』（昭和39年11月12日）として刊行されている<sup>(49)</sup>。昭和40年「指針」の前年に刊行されたものである。その中から、第1章総則の一部を以下に抜粋する。

## 第1章 総則

### 第1節 保育所における保育の特質

現在の社会における保育所の役割は、母親の労働その他の理由で保育に欠ける乳幼児の保護と教育を行なうことにあります。したがって、保育所の保育は幼稚園とくらべ、低年齢児の比重が大きいこと、保育時間が長いこと、随時入退所、混合保育、家庭保育の一部の代行など、困難複雑な条件をもっています。

保護の役割が大きいことは、教育性が少なくてよいということではなく、かえって多様な、ゆたかな教育内容を伴っていなければならないのです。

ここでは、「保護と教育を行なう」と表記され、「養護」の言葉は使われていない。ただ、「第2節 保育所における保育の基本方針」の「保育内容」では、その主要眼目の一つ目に「保育者の正しい深い愛情によって乳幼児の情緒の安定をはかること、家庭保育の欠如の実情に応じて必要な愛護をおこなうこと。」が置かれている。その他、「保育者とのつながりの中で、安定した、くつろいだ気持ちにさせる」、「保育者との親密感を育て、安定したふんいきを作る」など、「安定」の言葉が随所に使われている。

だからと言って、この保育要領が「愛護」をはじめ、殊更家庭保育の代行を強調しているかというところでもない。「施設保育と家庭保育とは両々相まってはじめて近代的な保育として完全に近いものをうることができる」としている。さらに、この試案に対して、福井県保母会から「従来の保育所が家庭の代行という役割りに忠実なあまりに指導的立場が不明確になったきらいがあった。しかし今回の試案における総則に保育

所保育の特質と家庭保育の特質が明らかにされたことは、保育所保育の指導的立場の確立により、より一層の保育効果を挙げることができると信ずる。」との意見が出されている<sup>(50)</sup>。

このような意見は、「家庭の代行」を自ら認めながらも、保育所の指導的立場を打ち出したことを評価したものである。ここでの「指導」は、子どもへの教育的な「指導」という意味ではなく、家庭に対する「指導」という意味合いであろう。ここは家庭との関係において受身的な立場になりがちだった当時の保母の現場感覚をよく表しているといえる。

## 7. 通知後の反応の例

全国社会福祉協議会「保育の友」編集部は、『保育所保育指針 全文とその見方』（昭和41(1966)年8月1日）を刊行している<sup>(51)</sup>。

この本は、昭和40年8月6日に発出された「保育所保育指針」について、章ごとに本文を掲載し、そこに「メモ」という形で解説と関連する資料が付された構成になっている。そのメモ部分はさほど多くなく、「保育の友」編集部で付けた解説と考えられる。

「指針」の第1章総則は、前文で「したがって、養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある。」と記載がなされた。しかし、その前文については、「保育所における保育の基本的性格について、かかれています。これは、保母会試案の「保育所における保育の特質」と対応する部分で、特に試案の家庭保育と施設保育との相関についての部分を補足としてよみかえしてみるべきです<sup>(52)</sup>と書かれているだけで、「養護」についても「養護と教育の一体」についても言及されていないのである。

厚生省児童家庭局母子福祉課編『保育指導専門職員研修会講義録』<sup>(53)</sup>は、「指針」が発出されて2年が経とうとしていた頃に行われた講義録である。ここでは、岡田正章、山下俊郎、平井信義ら5人が講義を行っている。

岡田正章は「保育内容の基本的性格」と題する講義を行っているが、この中でも「養護」も「養護と教育の一体」も取り上げられていない。しかし、子どもの

能力の開発あるいは育成という観点から保育内容のあり方を考えるよりも先行する大切な課題は「身体の健全な発育」だとしており、そのことに対する大人側、保育所側からの働きかけに、保護的なものと、養育的な営みがあると述べている<sup>(54)</sup>。さらに、養育の第一の面は食事、睡眠、排便など、子どもの身体の成長にかかる機能を積極的に働かせようとする営み、第二の面は安定感を育成することとしている<sup>(55)</sup>。

「指針」での「養護」は引用されていないが、能力の育成の基盤（先行するもの）に「保護的なものと、養育的な営み」があると岡田は考えていたのではない。まさに「養護」を基盤に教育の機能（5領域のねらいと内容）があるとする、今日の保育内容の考え方に通じる考え方を岡田は提示していた。

## 8. まとめ

本稿は昭和40（1965）年の最初の「保育所保育指針」に使われた「養護」の概念について、その前後の文献から考察を試みた。田中まさ子が、1940年代後半から1950年代の言葉づかいについて言及していたとおり、「保護」の言葉が普通に使われていたように思われる<sup>(56)</sup>。しかし、「指針」作成に関わった山下俊郎、岡田正章、平井信義らの解説文などから、昭和40年「指針」の「養護」に込められた意味合いを推察することはできた。以下、要点を6点にまとめておきたい。

1. 児童権利宣言や児童憲章の影響もあって、「家庭保育」または「母親の役割」に対する規範的な考え方が強くある中で、昭和40年「指針」では、「保育に欠ける」がゆえの保育所での保育について、それと同様の役割（「母親の保育に劣らぬ十分な保育」）が求められる、そうした「家庭で果されるべき処遇の代行」の意味で「養護」概念が示された。「いま保育所に必要なもの」（昭和39年）の「保育の場の家庭化」という表現と併せ、昭和40年「指針」の「くつろいだふんい気のなかで、情緒を安定させ」はその典型的な表現である。
2. 昭和40年「指針」に用いられた「養護と教育とが一体となって」の意味は、保育所には養護の機能と教育の機能の両方があるという意味に近い。保育所では「教育」の言葉を使うことを遠慮し、

あるいは保育所には「教育」の役割がないかのように言われていた当時の風潮に対して、保育所には教育の役割があることを公然と示すという意味、すなわち、両方の機能を併せ持っているという意味で「一体」という言葉が用いられたと考えられる。

3. 「養護」概念のキーワードは、「くつろいだふんい気」（昭和40年「指針」）に代表される「安定感」である。それは山下俊郎、岡田正章、平井信義3人に共通した捉え方であったといえる。岡田正章は「養護」概念を「身体上の養護」と「精神上の養護」に分けて捉えていた。岡田は、「精神上の養護」は保母から子どもへの具体的な行為、すなわち子どもに代わって保母が行う活動（身体上の養護）の積み重ねを通じて培われてくるものと捉え、とりわけ、年齢の小さい子どもや家庭に問題がある場合の子どもに対しての配慮を保育現場に強く求めていたと思われる。
4. 「養護」概念の捉え方には、当時すでにその機能を保育所の役割という視点から捉えるか、具体的な保母の行為レベルの視点から捉えるかの違いがあったと思われ、保育所の言葉としての「養護」について必ずしも統一的な見解が示されていたとはいえない。近年の保育においても、一つの行為（たとえば、おむつ替え）の中に養護の側面と教育の側面があるという意味で「一体化」という言葉が引き合いに出されるが、当時の「指針」にすでにその萌芽はあった。
5. 保育所において「保護」の言葉がよく使われていた中で、昭和40年「指針」において「養護」の言葉が使われたのは新鮮であったと考えられるが、その中身は、これまで保育所が取り組んできたところの、当り前の役割という受け止め方があったのではないと思われる。全社協保母会の受け止め方を取ってみても、「養護」概念に特段の関心を寄せたという印象は見られない。その意味で、「養護」概念の受け止め方は、厚生省と保育現場との間で温度差があったのではないかと推察される。厚生省が「保育に欠ける」状況を踏まえて、保育所の役割の中に「養護」概念を位置づけたのに比べて、

保育現場は「養護」よりも従来の「保護」という概念で受け止めたのではないかと考えられる。

6. 当時の論調の中には、昭和40年「指針」以降の「指針」や近年の保育における「養護」概念につながるであろう伏線的な意味合い、もしくは課題が含まれていた。3-3で述べたように、「家庭の代行」といっても「保護者と責任を分つ」という立場はこの後どのような解釈になっていったのか。単なる制度上の区分の問題なのか、保護者と保育所(保育者)との役割分担の問題なのか。家庭・母親第一主義とも言うべき考え方は、この後の改定「指針」における「養護」概念にどのように影響していったのか。また、岡田正章が言及していたような、「養護」が教育の基盤であるという考え方はどのように定着していったのか。こうした課題を踏まえて、さらに「養護」概念の推移を追ってきたい。

#### 引用文献

- (1) 石川昭義「保育所保育指針における「養護」概念をめぐる考察」日本保育学会第74回大会ポスター発表(P-A-2-2), 令和3年5月15日
- (2) 田中まさ子「保育における養護と教育:戦後の保育所形成期に注目して」名古屋学院大学論集人文・自然科学篇, 53巻2号, 2017年1月
- (3) 同上 p.31
- (4) 田中まさ子「保育方法としての「養護」—1930年代の保育論を手がかりに—, 岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, 47巻, 2015年. 田中まさ子「保育における養護—1930年代後半から1940年代前半の雑誌『保育』を手がかりに—, 名古屋学院大学論集人文・自然科学篇, 52巻2号, 2016年
- (5) 米川尚行・斎藤謙・民秋言「『養護』概念の整理—保母の職務内容に関する研究(1)」保母養成研究年報, 第4号, 1987年3月
- (6) 同上 p.105
- (7) 松浦崇「保育における「養護」概念の検討—子ども・子育て支援新制度との関連から—」静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要, 第14号, 2016年
- (8) 同上 pp. 60-61
- (9) 杉山 和「保育所保育指針における養護と教育の一体性の概念:歴史的変遷に着目して」愛知淑徳大学論集教育学研究科篇, 11号, 2021年3月
- (10) 同上 p.37
- (11) この点について西村重稀氏に尋ねたが、氏も厚生省児童家庭局保育課の保育指導専門官のときに厚生省の資料室を探したが、ついぞ見つけることができなかったということである。
- (12) 「保育問題をこう考える—中間報告—」, 中央児童福祉審議会保育制度特別部会(昭和38(1963)年7月). 引用は、厚生省児童家庭局編『児童福祉三十年の歩み』(日本児童問題調査会, 昭和53年)所収(pp.422-435)のものを使った。
- (13) 「いま保育所に必要なもの」, 中央児童福祉審議会保育制度特別部会第2次中間報告(昭和39(1964)年10月). 引用は、山下俊郎編『保育所保育指針解説』(ひかりのくに, 1965年)所収(pp.249-263)のものを使った。
- (14) 厚生省児童局保育課編集発行『保育所のしおり』, 昭和29年7月発行
- (15) 厚生省児童局保育課編『保育所の運営』, 全国社会福祉協議会連合会内第三回全国保育事業研究大会事務局, 昭和29年7月発行
- (16) 前掲『保育所のしおり』, p.5
- (17) 同上 p.12
- (18) 同上 pp.12-13
- (19) 前掲『保育所の運営』, pp.3-4
- (20) 同上 p.7
- (21) 同上 p.7
- (22) 厚生省児童局編『保育所運営要領〔改訂版〕』, 全国社会福祉協議会連合会, 昭和28年, p.16
- (23) 「幼稚園教育要領」(昭和39年4月1日施行). 引用は、坂元彦太郎編『幼稚園教育要領解説』(フレーベル館, 昭和39年)所収(pp.189-208)のものを使った。
- (24) 坂元彦太郎編『幼稚園教育要領解説』, フレーベル館, 昭和39年, pp.12-13
- (25) 前掲 松浦崇「保育における「養護」概念の検討—子ども・子育て支援新制度との関連から—」, p.57
- (26) 同上 p.57. 引用文中に「1963年通知」とあるのは、文部省初等中等教育局長 厚生省児童局長通知「幼稚園と保育所との関係について」(昭和38年10月28日)のこと。
- (27) 『保育所保育指針』. 引用は、厚生省児童家庭局『保育所保育指針』(フレーベル館, 昭和40年)を使った。
- (28) 山下俊郎編『発達段階を明らかにした指導計画のための保育所保育指針解説』, ひかりのくに, (初版1965年, 引用したのは1982年36版)
- (29) 同上 p.8
- (30) 西村重稀「初めて作成された保育所保育指針について(その1)」, 『保育界』第566号(令和3年10月号), 日本保育協会, p.46
- (31) 前掲 山下俊郎編『発達段階を明らかにした指導計画のための保育所保育指針解説』, p.9

- (32) 山下俊郎『保育学概説』, 恒星社厚生閣, 昭和39年, p.16
- (33) 同上p.62
- (34) 同上p.78
- (35) 同上pp.108-109
- (36) 岡田正章・平井信義編集代表『保育学大事典』第1巻, 昭和58年, 第一法規, p.77
- (37) 同上p.77
- (38) 同上p.78
- (39) 岡田正章「厚生省「保育所保育指針」の内容と解説」, 柴崎正行編『戦後保育史50年史第2巻 保育内容と方法の研究』(日本図書センター, 2014年) 所収p.295
- (40) 同上p.296
- (41) 岡田正章他編纂『戦後保育史』第2巻, フレーベル館, 昭和55年, p.230
- (42) 同上p.231
- (43) 「てい談一「戦後保育所の歴史」エポックを語る」, 植山つる他編『戦後保育所の歴史』(全国社会福祉協議会, 昭和53年) 所収p.314
- (44) 同上p.316
- (45) 岡田正章「「保育所保育指針」の発刊」, 前掲『戦後保育所の歴史』, p.164
- (46) 平井信義他『保育所保育指針の展開と指導計画』, フレーベル館, 昭和41年, p.23
- (47) 同上p.22
- (48) 同上p.26
- (49) 全社協保母会保育要領作成委員会『保育所保育要領試案—昭和40年度版—』, 昭和39年11月
- (50) 全社協保母会保育要領作成委員会『保育所保育要領試案をこう考える 保育要領試案研究参考資料代第1集』, p.9. 前掲『戦後保育史』第2巻にも同じ部分が引用されている。
- (51) 全国社会福祉協議会「保育の友」編集部『保育所保育指針全文とその見方』, 昭和41年8月
- (52) 同上p.5
- (53) 厚生省児童家庭局母子福祉課編『保育指導専門職員研修会講義録』, 日本児童福祉協会, 昭和42年7月
- (54) 同上p.101
- (55) 同上pp.101-102
- (56) 前掲 田中まさ子「保育における養護と教育:戦後の保育所形成期に注目して」, p.31

名誉教授) から貴重な資料を提供いただくとともに、多くの助言をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

## 参考文献

厚生省児童家庭局編『児童福祉三十年の歩み』(日本児童問題調査会, 昭和53年)

## 謝辞

本稿をまとめるにあたり, 西村重稀先生 (仁愛大学